

宇治市虐待児童等見守り強化事業の委託事業者の募集について

新型コロナウイルス感染症の影響による児童虐待等のリスクを軽減するため、地域の中で支援を必要とする子どものいる家庭を訪問し、食事の提供等を通じて、子どもの状況の把握や他の支援につなぐなどの見守り強化の取り組みを行うため、令和3年度において、宇治市虐待児童等見守り強化事業を委託する事業者（以下、「事業者」という。）を募集します。

1 事業の概要

- (1) 対象者 宇治市内に在住し、次のいずれかに該当する18歳未満の児童がいる家庭で、本事業が必要と認められる家庭
- ①要保護児童対策地域協議会に登録している児童
 - ②どこにも所属せず見守りが必要である児童
 - ③所属があるものの、ひきこもりなど、通園、通学等ができていない児童
 - ④家庭での状況により支援が必要であると判断した児童
 - ⑤その他、支援が必要と宇治市が判断した児童
- (2) 対象数 年間60世帯程度
- (3) 対象期間等 原則として1世帯につき、月2回程度・6月以内(必要に応じて延長あり)
- (4) 事業実施日 原則として月曜日から金曜日の間で実施するが、必要に応じて土日祝も実施
- (5) 運用方法
- ①宇治市から対象家庭に対し、本事業の利用案内、申し込みを受け付け
 - ※宇治市との連携により事業者が利用案内、申し込みを受け付ける場合も想定
 - ②宇治市と事業者において、対象家庭の情報共有、支援方針等の打ち合わせ
 - ③事業者から対象家庭に対し、食事の提供、文房具の配付などを通じて、子どもの現認、他の支援へのつなぎなどの見守りを実施
 - ※市職員と同行して訪問する場合もあり
 - ④事業者から宇治市へ、見守り結果について文書等により報告
 - ⑤必要に応じて宇治市と協議し、別の支援の提供などを実施

2 事業者の募集について

- (1) 応募資格 本市において、子育て支援を実施している実績（子育て相談、訪問支援など）を有する社会福祉法人、学校法人又は特定非営利活動法人で、宇治市全域で事業実施が可能であること
- (2) 契約期間 事業開始日から令和4年3月31日まで
- (3) 委託料 9,723,000円
- (4) 選考方法 宇治市虐待児童等見守り強化事業委託事業者選考委員会により選考を行い、市が事業者を決定

3 事業スケジュール

- (1) 募集要項配布 令和3年4月15日（木）
- (2) 説明会 4月22日（木）
- (3) 提出期間 4月23日（金）から5月21日（金）まで
- (4) 委託事業者決定 5月下旬（予定）
- (5) 事業開始 委託事業者決定後、準備が整い次第、速やかに開始

宇治市虐待児童等見守り強化事業委託事業者募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による児童虐待等のリスクを軽減するため、地域の中で支援を必要とする子どものいる家庭を訪問し、食事の提供等を通じて、子どもの状況の把握や他の支援につなぐなどの見守り体制の強化の取り組みを行うため、令和3年度において、宇治市虐待児童等見守り強化事業を委託する事業者（以下、「事業者」という。）を募集する。

2 事業概要

支援が必要な家庭に対して、事業者が訪問し（市職員が同行する場合も有）、食事の提供等を通じて、関係性の構築などを行うとともに、子どもの現認や保護者の子育て相談などを実施し、必要に応じて市と連携しながら他の支援につなげる。

- (1) 事業実施場所 宇治市全域
- (2) 事業実施日時 原則として月曜日から金曜日の間で宇治市が指定する時間帯
ただし、必要に応じて土日祝の対応を求める場合がある

3 事業内容

(1) 対象者

宇治市内に在住し、次のいずれかに該当する18歳未満の児童がいる家庭で、本事業が必要と認められる家庭

- (ア) 要保護児童対策地域協議会に登録している児童
- (イ) どこにも所属せず見守りが必要である児童
- (ウ) 所属があるものの、ひきこもりなど、通園、通学等ができていない児童
- (エ) 家庭での状況により支援が必要である児童
- (オ) その他、支援が必要と宇治市が判断した児童

(2) 対象数

年間60世帯程度

(3) 対象期間

原則として1世帯につき、月2回程度・6月以内を本事業の対象期間とする。ただし、必要と認められる場合は支援を延長することができる。

(4) 実施方法

食事の提供を基本とするが、子どもの体調、家庭状況等に応じて啓発物品の提供や見守り・声かけなどを行うことで、継続した現認・支援が行えるようにするため、以下に掲げる事業を全て実施するものとする。なお、事業者は市が指定する業務のほか、必要に応じて、

あらかじめ市の承諾を得たうえで、独自で支援することができる。

(ア) 訪問支援

対象者の家庭に直接訪問し、保護者・子どもに声かけ、子どもの現認を行う。

(イ) きっかけづくり

食事の提供、啓発物品の配布等を通じて対象者の家庭との関係を築く。

(ウ) 声かけによる見守り

月2回を目安に声かけなどによる見守りを行う。また、月1回は子どもの現認を行い、継続した支援が行えるようにする。

(エ) 必要な支援へのつなぎ

家庭の状況等に応じて宇治市と協議しながら必要な支援につなげる。

(オ) 状況報告

訪問等を実施した結果を宇治市に報告する。

(カ) その他

事業者と協議のうえ、(ア)～(オ)に定める以外業務を指示する場合がある。

(5) 事業実施体制

事業者は、事業の実施にあたり、管理責任者を配置し、以下の内容の業務を行うこと。

(ア) 訪問等を行う支援員（以下「支援員」という）の選定を行う。

(イ) 支援員に対し、事業に必要な研修を実施する。

(ウ) 事業により知り得た個人情報や守秘義務について、事業に携わる者全員に個人情報の保護を十分に遵守させるよう指導する。

(エ) 支援員が第三者へ事業を委託することがないよう監督する。

(オ) 管理責任者は支援員を兼ねることができる。

(カ) 事業の進捗状況を随時把握し、市への報告を行う。

4 応募資格

本市において、子育て支援を実施している実績（子育て相談、訪問支援など）を有する社会福祉法人、学校法人又は特定非営利活動法人で、宇治市全域で事業実施が可能であること。

5 留意事項

本事業に係る準備業務について、人件費等の経費は事業者の負担とする。

6 事業開始

事業者決定後、開設準備が整い次第、速やかに開始とする。

7 契約期間

事業開始日から、令和4年3月31日までとする。

8 運営費

以下の委託料を支払う。

委託料 9,723,000円

9 事務用備品等

(1) 事務用備品（電話、机、椅子等）

事業者において必要な事務用備品（電話、机、椅子等）を準備すること。

(2) 移動手段の確保

事業者は対象者への訪問等に必要な移動手段を確保すること。

10 事業計画等

事業者は、次の事項について事前に市と協議し、その承諾を得なければならない。

(1) 委託事業の計画及び収支に関すること。

(2) 委託事業にかかる重要な事項に関すること。

11 事業報告等

事業者は、翌月10日までに市が指定する様式により前月分の事業実施状況の報告を行うとともに、毎年度における事業の完了後、市が指定する期日までに次の書類を提出すること。

(1) 事業決算書及びその附属書類

(2) 事業の実施状況及びその附属書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業に関し市が必要と認める書類

12 応募申込

(1) 説明会 令和3年4月22日（木）14:00～16:00（予定）

宇治市役所西館4階会議室

(2) 提出書類 別に定める「提出書類一覧」を参照のこと

(3) 提出方法 郵送又は直接持参すること

提出先：〒611-8501 宇治宇治琵琶33番地

宇治市福祉こども部こども福祉課

(4) 提出期間 令和3年4月23日（金）から令和3年5月21日（金）まで

9:00～12:00、13:00～17:00

※郵送の場合は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法のいずれかを用い、上記提出期間必着とする。

(5) 提出部数 正本1部、副本7部

1 3 募集に関する質疑について

本件募集に係る質問等がある場合は、4月30日（金）までに電子メール若しくはFAXにてこども福祉課まで提出すること。

FAX：0774-21-0408

メールアドレス：kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

なお、回答については、5月7日（金）（予定）に本市ホームページで公開する。

1 4 選考方法等

提出書類に基づき選考を行い、事業者を決定する（令和3年5月下旬予定）。

- (1) 提出後、必要に応じて、追加書類の提出又は説明を求めることがある。
- (2) 提出書類の作成及び提出にかかる費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。

1 5 その他

- (1) 事業者は、必要に応じて会議や打ち合わせの機会を設けるなど、市との連絡調整を十分に行える体制をとること。
- (2) 提出後、必要に応じて、追加書類の提出又は説明を求めることがある。
- (3) 提出書類の作成及び提出にかかる費用は応募者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 事業実施にあたっては、「宇治市個人情報取扱事務に関する特記仕様書」に基づき、個人情報の取り扱いを適切に行うこと。

提出書類一覧

以下の書類を提出すること。(ただし、下記以外の書類を追加で求める場合がある)

(1) 令和3年度「子ども見守り支援強化事業委託事業者応募申込書応募申込書」(様式第1号)

※本市において子育て支援を実施している実績(特に子育て相談、訪問支援)がわかる資料を添付すること。

(2) 事業者の概要(様式第2号)

※法人定款、パンフレットなど法人の沿革と理念に関する資料を添付すること

(3) 事業・変更事業計画書(様式第3号)

(4) 収支・変更収支予算書(様式第4号)

(5) その他、市長が必要と認めた書類